

福岡県公報

平成29年5月26日
第3895号

目次

告示(第375号-第381号)

- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年育成課) …………… 1
 - 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
 - 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
 - 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 2
 - 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
 - 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
 - 介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の事務所の所在地の変更の届出 (介護保険課) …………… 2
- ### 公告
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
 - 落札者等の公示 (教育庁総務課) …………… 4
 - 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) …………… 4
 - 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 4
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5
 - 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 5

告示

福岡県告示第375号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成29年5月26日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代6月号	雑誌15183-06	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

福岡県告示第376号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年5月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年5月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	玄海田島福岡間線	宗像市深田13番1先から 宗像市深田85番2先まで

福岡県告示第377号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成25年3月福岡県告示第472号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用す

る同条第4項の規定により公示する。

平成29年5月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
立(1)	朝倉郡筑前町曾根田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第378号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡県告示第473号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年5月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
立(1)	朝倉郡筑前町曾根田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第379号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年5月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上曾谷	朝倉郡筑前町曾根田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
立(1)	朝倉郡筑前町曾根田（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第380号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年5月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
立(1)	朝倉郡筑前町曾根田（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面2は省略し、その図面を筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第381号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の3第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人から変更の届出等があったので、同令第11条の6第2号の規定により次のように公示する。

平成29年5月26日

福岡県知事 小川 洋

事務所の名称	旧所在地	新所在地	変更年月日

合同会社ハート ステーション	福岡市早良区百道浜二 丁目1番22号302E	福岡市西区姪浜二丁目 3番11号201	平成29年4月25日
-------------------	---------------------------	------------------------	------------

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年5月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大崎字小園1025番17及び1025番18
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
春日市須玖南五丁目12番地 東峰マンション春日515号
荒巻 信裕

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年5月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字戸原字大分481番1及び481番6、字江ノ村538番2、538番3、539番1、539番6、539番7、540番1、540番4、542番3、542番9、555番3、555番6、555番7、559番1、559番2、560番1、560番6、562番1、562番3、563番1、564番3、565番1、566番2、568番2、569番2、570番1、570番4、572番1、572番4から572番7まで、573番1、573番5から573番8まで、字市川原574番1、574番2、574番4から574番6まで、575番1、575番3から575番5まで、575番9から575番21まで、575番22の一部、575番23の一部、575番24から575番28まで、576番1から576番6まで、577番1、577番3、578番1から578番5まで、579番1、579番3、580

番、581番、581番1、582番1、583番、584番1、585番1、585番3、586番1、586番3から586番8まで、589番1から589番3まで、589番5から589番7まで、字楠町595番2、595番4、596番1、596番3、597番1、597番3、598番、599番、600番1、600番3、600番4、601番1、601番3から601番5まで、字ヨサダ602番1、602番6から602番8まで、603番1、603番5から603番9まで、603番11から603番15まで、604番1、604番5、604番8、604番9、605番1、605番4、605番5、613番2、613番4、613番5、616番1、616番2、618番1、618番3から618番5まで、619番1、619番3、619番4、620番2、620番3、620番5、620番7から620番10まで、621番1、622番1、622番2、622番4、622番5、623番4、623番6、623番7、624番、字鴨川625番、626番1、626番3から626番8まで、627番4、627番10から627番12まで、628番1、628番3、633番1から633番3まで、634番、635番、635番1、636番1、636番2、637番1、637番2、638番1、638番2、639番1から639番3まで、641番1、641番2、642番、643番1、643番3、644番1、644番3、644番4並びに字五寸田692番1、692番3から692番6まで及び693番8並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町大字大隈1229番地

株式会社とばら

代表取締役 長 武範

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年5月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市上吉賀四丁目13番1、13番3から13番26まで及び26番4並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区下道津四丁目9番2号

東宝ホーム株式会社

代表取締役 岡田 克憲

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年5月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称
直方市大字頓野703番3から703番16まで、705番3から705番11まで及び707番1から707番11まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

直方市大字頓野3813番地の1

株式会社山公地産

代表取締役 山本 正彦

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年5月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

人事給与システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁総務部総務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成29年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

T I S株式会社 産業事業本部 流通サービスビジネス事業部 九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

39,960,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成29年5月26日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営湊3地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成29年5月26日から 平成29年6月23日まで	築上町役場

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりみやま市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年5月26日

福岡県知事 小 川 洋

筑後中央広域都市計画用途地域の変更（平成29年5月15日みやま市告示第80号）

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年5月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル行橋上津熊店
- (2) 所在地 行橋市上津熊字フジタ103番1 外8筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年5月26日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
安中土地改良区	平成29年5月15日